

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 平成 22 年 8 月 24 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員  
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会臨時会議事日程

平成22年8月24日（火）午前10時00分

## 1 会議録の承認

## 2 教育長一般報告・その他報告事項

「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」検討委員会からの提言書の提出について

## 3 要望等審査

受理番号 21 横浜総合高校の総合学科にふさわしい十分な施設設備等の条件整備を行い、生徒の学習環境を整えることを求める要望書

受理番号 22 2010年度の教科書採択についての要望書

受理番号 23 2010年度の教科書採択についての要望書

## 4 審議案件

教委第19号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第20号議案 東山田中学校の学校用建物の取得申出について

## 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それではただいまから、教育委員会臨時会を開催いたします。

初めに会議録の承認を行います。前回、平成22年8月3日の会議録署名者は、小濱委員と野木委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い教育長から一般報告をお願いします。

### 【教育長一般報告】

山田教育長

#### 1 市会関係

- 8/19 国際文化都市特別委員会視察
- 8/20 国際文化都市特別委員会

それでは一般報告を行います。まず市会のご関係でございますが、8月19日に、国際文化都市特別委員会、これは常任委員会とは別に市会のほうに設置をされている特別委員会でございますが、その視察がございまして、高校3校を視察し、その中の1つに横浜商業高校、Y校の国際学科の視察がございました。そこで、Y校で行われている国際学科の授業、あるいは、子どもの活動をご視察をいたしております。

翌、20日でございますが、国際文化都市特別委員会が開催されまして、その中で幾つかの説明がございました。その中の一つがまず英語活動でございますが、中学校で行っております英語活動、これをもっと推進すべしというご意見、ご質問等をいただいたということと、小学校で英語活動を行っておりますけれども、これが逆に英語嫌いにならないのかという質疑をいただいております。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

- 8/16 教育課程研究委員会研究協議会 全体会
- 8/20 ピースメッセンジャー委嘱式
- 8/20 横浜商業高校軟式野球部 教育長表敬訪問

教育委員会の関係でございますけれども、主な会議等といたしまして、8月16日に平成22年度の教育課程研究委員会の研究協議会全体会が関内ホールで開催をされています。その後、今週にかけまして、各校種別に分かれまして、分科会等が行われている状況でございます。

それから、8月20日にピースメッセンジャーの委嘱式が市長からございました。これは各区でそれぞれピースメッセンジャーのスピーチコンテストが行われまして、各区の代表を勝ち抜いた中学校2名、小学校2名の子ども達に対して、市長から委嘱が行われたものでございます。

それから、8月20日には、Y校の軟式野球部が南関東大会で優勝いたしまして、今、兵庫県で行われております全国大会に出場いたしております。8月29日、今週の日曜日、決勝が行われるように聞いておりますけれども、その表敬訪問を受けました。

以上が教育委員関係の会議等の中身でございます。

## (2) 報告事項

- 8/16 「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」の検討委員会からの提言書の提出について

次に報告事項ですが、「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」、これは学識経験者あるいは、地元の方、学校関係者等々からなる検討委員会からの提言書の提出がございました。先月の26日にごさしまして、これは後ほど事務局のほうから別途ご報告をさせていただきます。

その他については、特段ございません。以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたら、どうぞ。

中里委員

8月16日の教育課程研究協議会ですが、私と奥山委員が参加いたしましたが、中身が濃くて充実したもので、大変と良かったと思います。学校からもたくさんの参加があったと思いますが、いかに自分の学校の中に持ち帰って、それぞれの学校の特色に合わせた形で活用していくかというところがこれからの鍵かと思います。研究委員の一般の先生たちも一生懸命やられているなど感じました。それから、各教科、領域も引き続いてありますが、今後の活用が楽しみです。

別件ですが、初任者宿泊研修が今年から始まりましたけれども、反響等、どうなのでしょうか。

山田教育長

では、私のほうから報告させていただきます。

6年ぶりぐらいに、初任者の宿泊研修を復活させまして、現在道志村で800人ほどいたと思いますけれども、全体で6ブロックに分けて、研修を実施しているところでございます。まだ集約できていませんが、参加者の感想、あるいは意見を聞きますと、非常に有意義であるという、いい感触を得ているところでございます。

今田委員長

よろしいですか。

それでは、ご質問等がなければ、先ほど教育長より別途所管課から説明とありました、「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」の検討委員会からの提言書の提出について説明をお願いします。

小野施設部長

施設部長の小野でございます。「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」につきまして、検討委員会で検討してまいりましたが、提言がまとまりましたのでご報告をさせていただきます。

資料の2段落目に書いてございますが、平成15年に策定をいたしまして、2行目でございますが、これまでいろいろな進捗状況がはっきりしてまいりましたので、方針の見直しを検討するためにこの委員会を設置したものでございます。

4行目になりますが、昨年9月以降、全7回にわたり検討を行いまして、検討内容をまとめた提言が7月26日に提出されたものでございます。本日はこの概要と、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。学校計画課長の上田よりご説明をいたします。

上田学校計画  
課長

学校計画課長の上田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元に配布されました、ピンク色の表紙の冊子が今回提出をされました提言になります。この提言の概要ということでスケジュールとあわせて簡単にご説明させていただきます。

それでは恐れ入りますが、A4の資料の裏面をご覧くださいと思います。裏面のところの「④検討委員会 提言概要」とあります。検討委員会の基本的な考え方と方向性ということで、「1. 通学区域の適正化・弾力化について」、その下のほうになりますけれども、「2. 学校規模及び配置の適正化について」提言をまとめていただきました。

概要につきましては、かいつまんでご説明をさせていただきます。

まず、(1)の通学区域制度の考え方ですけれども、1つ目の「・」になりますが、現行の住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を今後も基本とすべきとなっております。

次に(2)の通学区域の設定にあたっての考え方ですが、2つ目の「・」になりますけれども、適正な通学距離は引き続き小学校片道おおむね2キロ以内、中学校につきましては、おおむね3キロ以内とすべきとなっております。

次に(3)、通学区域の適正化方策についてですが、状況に応じて通学支援策を検討する必要があります。特に再編統合時には、特別な支援策の検討が必要ということで、学区の拡大に伴いまして、原則徒歩になっている通学を見直した場合、特別な支援策が必要ということで提言をいただいております。

次に(4)の通学区域の弾力化の方策ですけれども、2つ目の「・」になりますが、学校選択制については、本検討委員会でも議論を十分尊重の上、引き続き検討することが望ましいとしております。

次にその下の2の(1)適正な学校規模の考え方についてですが、1つ目の「・」になりますけれども、小中学校とも現行の12～24学級を適性規模とする考え方を基本とすべきとなっております。

次に(2)の大規模校、過大規模校の対策についてですけれども、1つ目の「・」ですが、分離新設だけでなく、早期に通学区域調整等を進めることが望ましいということで、新設校設置以外の手法についてご提言をいただいております。

最後になりましたが、(3)は小規模校の対策についてということで、1つ目の「・」になりますが、従来よりも弾力的な手法での再編統合と再編統合時の児童・生徒への配慮等について検討すべきということで、今後小規模校が増加する中で再編統合の推進について提言をいただいたところです。

今後の予定としましては、9月の中旬から10月中旬にかけて、約1カ月ほど基本方針の素案についての市民意見募集を実施する予定になっております。そして、12月には、新基本方針を策定しまして、平成23年の4月から新基本方針の運用を開始するという考えております。

以上が提言の概要と今後のスケジュールということでご説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

今田委員長

説明がございました。ご質問等ございましたら、どうぞ。

奥山委員	先ほど市民の意見ということは、パブリックコメントを取る時期というのが9月中旬から10月中旬ということでしょうか。
上田学校計画課長	はい、そうです。パブリックコメント、市民意見募集という形になりますけれども、そういう形で1カ月間、市民の意見を募集することになります。
奥山委員	ありがとうございます。関心が深い方々も多いと思いますので、何かホームページなどの形でのアンケート募集になりますでしょうか。周知方法については、ぜひご検討いただければなと思っております。
上田学校計画課長	ホームページにも掲載させていただきますし、区役所等にもこういう内容についてご案内できるようなことを考えております。
今田委員長	それでは、ご質問等なければ議事日程に従い、要望等審査に移ります。受理番号21の要望書について、所管課から説明をお願いいたします。
漆間指導部長	指導部長の漆間でございます。よろしくお申し上げます。 「横浜総合高校の総合学科にふさわしい十分な施設整備等の条件整備を行い、生徒の学習環境を整えることを求める要望書」が出されております。要望項目と考え方につきまして、高校教育課長よりご説明申し上げます。
木田高校教育課長	高校教育課長の木田と申します。よろしくお願ひします。 受理番号21、要望項目の要約を申し上げます。 1、生徒たちが授業、部活に元県立大岡高校のグラウンドを使用できるよう、グラウンドを含めての高校移転を行うこと。 2、現在の学習環境を損なわない改修予算をつけること。 3、総合学科にふさわしい十分な施設設備等の条件整備を行い、生徒、市民の要望を反映できる学習環境を整えること。 考え方でございます。旧大岡高校グラウンドについては、公園として活用される予定になっております。今後、横浜総合高校としての教育課程に必要な施設改修を行って、学習環境を整え、移転、開校に向けて準備を進めてまいります。 以上でございます。
今田委員長	所管課からは説明が終了しましたが、ご質問がございましたらどうぞ。 では、特にご質問がなければ、受理番号21の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	では、了承いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思ひます。 次に受理番号22の要望書について、所管課から説明をお願いします。
漆間指導部長	2010年度の教科書採択についての要望書が出されております。 要望項目並びに考え方につきまして、指導主事室長よりご説明申し上げます。
齊藤指導主事	指導主事室長の齊藤でございます。受理番号22番、「2010年度の教科書採択に

室長	<p>についての要望書」、要望者は横浜教科書採択連絡会代表の芝崎さんです。</p> <p>要望項目は3点ございます。</p> <p>まず1点目。平成22年度教科書採択の手続き（昨年度からの変更点を含む）を採択決定の前に至急公表すること。</p> <p>これについての考え方でございます。平成22年5月11日に「平成22年度横浜市教科書採択の基本方針」を策定し、「平成22年度教科書採択手順」を6月23日に教育委員会のホームページで公表しております。</p> <p>続いて2点目。平成22年度の教科書採択についての教育委員会審議、採決の日時を早急に予告すること。</p> <p>これについての考え方でございます。教育委員会会議規則第1条の規定に基づき、平成22年7月30日に告示を行いました。</p> <p>続いて3点目。教科書採択の審議及び決定を行う教育委員会会議は多くの市民が傍聴できるよう措置すること。</p> <p>これについての考え方でございます。8月3日の教育委員会定例会に際しては、傍聴の抽選に漏れた方に対し、教育文化ホールで音声をモニターできるよう対応いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
今田委員長	<p>所管課からは説明が終了しましたが、何かご質問ございますか。</p> <p>よろしいですか。特にご質問等がなければ、受理番号22の要望書については、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>&lt;了 承&gt;</p>
今田委員長	<p>では、了承いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思えます。</p> <p>次に受理番号23の要望書について所管課から説明をお願いします。</p>
漆間指導部長	<p>はい。同じく「2010年度の教科書採択についての要望書」が出されております。要望項目並びに考え方につきまして、指導主事室長よりご説明申し上げます。</p>
齊藤指導主事室長	<p>受理番号23番でございます。「2010年度の教科書採択についての要望書」、要望者は「子どもと教科書・旭区民ネットワーク」、世話人代表、梅津さんでございます。</p> <p>要望項目が2点ございます。</p> <p>まず1点目、平成22年度教科書採択の手続きを採択決定の前に、至急公表すること。</p> <p>これについての考え方でございます。平成22年5月11日に「平成22年度横浜市教科書採択の基本方針」を策定し、平成22年度教科書採択手順を6月23日に教育委員会ホームページで公表しております。</p> <p>続いて2点目でございます。平成22年度の教科書採択についての教育委員会審議・採択の日時を、早急に予告すること。</p> <p>これについての考え方でございます。教育委員会会議規則第1条の規定に基づき、平成22年7月30日に告示を行いました。</p> <p>以上でございます。</p>
今田委員長	<p>所管課からは説明は終了しましたが、何かご質問等ございましたら、どうぞ。</p>

よろしいですか。特にご質問等がなければ、受理番号 23 の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、了承いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。

以上で、要望等審査は終了といたします。

次に議事日程に従い審議案件に移ります。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項がございますか。

高橋総務課長

はい。ご報告を申し上げます。

8月9日、個人1名から教科書採択に関する陳情書が提出されました。この陳情書につきましては、事務局で調整し、次回以降にお諮りいたします。

次回の教育委員会定例会でございますが、市会日程のため、9月7日火曜日の午前10時から開催することといたします。

以上でございます。

今田委員長

はい。皆さんよろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は9月7日火曜日の午前10時から開催することといたします。

それでは、審議に移ります。

教育委員会第19号議案、「横浜市学校条例の一部改正に関する意見の申出について」、説明をお願いします。

小野施設部長

施設部長の小野でございます。「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」でございます。

1ページおめくりいただきたいと思います。提案理由でございますが、横浜市立小学校の教育環境の向上のため、1校、これは青葉区の美しが丘西地区でございますが、設置すること。また、児童自立支援施設入所児童に義務教育を実施するため、これは保土ヶ谷区の新井小中学校の分校でございますが、小学校分校1校、及び中学校分校1校を設置することに伴い、横浜市立学校条例の一部を改正したいため、記載の法律に基づき、市長に意見を申し出たいので提案するものでございます。

詳細につきましては、学校計画課長の上田からご説明申し上げます。

上田学校計画課長

学校計画課長の上田でございます。それでは、お手元の資料の3ページをご覧ください。

「1 市立学校の設置の概要」ということで、(1) 教育環境向上のために設置する小学校ということ、枠の中にありますが、名称は横浜市立美しが丘西小学校。位置につきましては、横浜市の青葉区となっております。

また、(2) の児童自立支援施設入所児童に義務教育を実施するために設置する小学校分校、中学校分校ですが、名称につきましては、横浜市立新井小学校桜坂分校、同じく新井中学校桜坂分校ということ、位置につきましては、横浜市保土ヶ谷区となっております。

2の「設置年月日」ですが、美しが丘西小学校につきましては、教育委員会規則で定める日、また、小学校、中学校の分校につきましては、平成23年4月1日とするということ考えています。

それでは、お手元の資料の6ページをお開けになってください。今回予定してお



ります、それぞれの学校の概要ということで、簡単にご説明をさせていただければと思います。

まず、美しが丘西小学校ですけれども、資料にはございませんが、今回美しが丘西小学校を新設校として設置するに至った経緯につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

親校である元石川小学校では、全児童の約4割にあたる300人以上の児童がバス通学をしています。また、平成14年度から8教室分の仮設校舎を校庭に設置し、学級運営を行っているところでございます。これらの状況を解消するため、平成15年度から新設校を設置することについて小学校建設促進委員会や自治会を中心に地域において、陳情書の提出や署名活動が行われてきたところです。

このたび元石川小学校の通学区域、通学距離の適正化、あるいは、仮設校舎の解消による教育環境向上を目的として元石川小学校から分離新設し、美しが丘西小学校を設置することを検討してきました。

それでは、6ページの資料をご覧くださいと思います。

1の(4)になりますが、施設内容につきましては、ごらんのように普通教室22教室、個別支援教室が3教室、それ以外に特別教室、多目的室等がございます。

また(5)の設置予定日ですが、教育委員会規則で定める日ということで、平成25年4月1日開校を予定しております。

1つ飛びまして、(7)の開校時の予定数ということですが、平成25年4月におけるこの美しが丘西小学校と近隣の小学校の児童数、学級数になります。美しが丘西小学校につきましては、児童数780人で、学級数は22学級になります。

次にすすき野小学校ですけれども、このすすき野小学校につきましては、遠距離通学による指定地区外就学許可ということで、本来ならば、元石川小学校に行かなければいけない子供が約200人、指定地区外で就学しているような状況でございますが、児童数につきましては、285人、学級数は10です。また親校である、元石川小学校につきましては、295人で12学級となっております。

それでは、恐れ入りますが、お手元の資料の8ページをご覧くださいと思います。

美しが丘西小学校の予定通学区域図になりますが、上の図が設置前、下が設置後になります。ご覧のように元石川小学校の学区のちょうど左側、西側半分が今回新設される美しが丘西小学校の学区に入ることになっています。

それから、資料の7ページをご覧くださいと思います。

続きまして、新井小学校桜坂分校、新井中学校桜坂分校の概要ということでご説明させていただきます。

大変申し訳ございません。資料にはございませんが、今回児童自立支援施設である、横浜市向陽学園に分校を設置するに至った経緯について簡単にご説明させていただきます。

横浜市向陽学園は、不良行為をなし、またはなす恐れのある児童など、生活指導を要する児童を入所させ、その自立を支援する施設でございます。こども青少年局が運営し、保土ヶ谷区に昭和34年に設置され、現在18名の児童が入所しています。児童福祉法が平成10年4月に改正されたことに伴いまして、従来の教護院から児童自立支援施設と名称を変更いたしました。あわせて施設内における施設職員による学校教育に準じた学科指導から、公教育を導入することが施設長に義務づけられております。

このことに伴いまして、昨年度からこども青少年局と協議し、公教育導入に向けた検討をしております。公教育の導入にあたっては、他の自治体や国の指導等から、分校や分教室等の設置による手法が考えられますが、今回入所児童数や分教

室にした場合の親校の負担等を考慮し、分校を設置することが最も効果的な学習を行うことができると判断して、今回、改正することを考えました。

それが、資料の7ページにあります。(2)の所在地ですが、保土ヶ谷区の新井町580番地になります。

これにつきまして、資料の9ページをご覧くださいと思います。位置図を用意させていただきました。ご覧のように分校を設置する向陽学園は、新井小学校と新井中学校の間にございます。また、その下の拡大図ですけれども、今回分校を設置する向陽学園につきましては、相鉄線の西谷駅からバスで15分のところにございます。

それでは、大変申し訳ございません。資料の7ページをまたご覧くださいと思います。

(4)施設内容ということで、今回普通教室は5教室、特別教室については4教室ということで予定をしております。学校施設につきましては、小学校分校、中学校分校で共用する、あるいは、プール、グラウンド等については、児童自立支援施設である向陽学園と共用するというように考えています。

1つ飛びまして(6)ですけれども、予定の通学区域ということですが、施設の入所児童が通う分校ということのため、通学区域は今回特に指定はいたしません。

(7)の開校時予定数ということですが、こちらのほうは向陽学園は毎月入所と退所する子どもがいるため、見込み数ということで書かせていただいておりますが、小学校の分校につきましては、児童が1~4名、学級数については1学級。また、中学校の分校につきましては、10~20人ということで、3学級を予定しています。

以上簡単ではございますけれども、説明につきましては、以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問がございましたらどうぞ。

小濱委員

今の2つの案件のうちの初めの美しが丘西小学校の新設に関する件ですが、新設の根拠として、300名がバス通学するというのと、それから、プレハブ校舎で不便しているというご説明がありまして、十分に根拠があることだと思うのですが、一方でこのことによって、元石川小学校の定員、児童数が減るわけですね。今後のことですが、やはり少子化の流れの中で、これから児童数が減っていくことが予想されると私は個人的に思います。その辺の予想は、どうであるのか、また、その予想が的中した場合に、どのような対策を考えていらっしゃるか、その点について伺いたいのですが。

小野施設部長

まず、通学区域の決め方でございますが、ただいま委員がおっしゃったように、大変特殊な地域でございますが、通常学校区域を決めるにあたっては、開校準備委員会で通学区域を決めて、その中の児童数を調整して希望を決めるということを実施いたします。

今回、美しが丘西保木自治会というエリアを通学区域とするということの地元からかなり強い要望がございましたので、その結果、児童数がこのような形になっております。これは、基本方針の中で通学距離や地域コミュニティを配慮して決めるということになっておりますので、これに基づくものでございます。

確かにすすき野小と元石川小のクラスが少なくなるということがございますが、最終的には、それぞれの学校に通っている児童がどうなるかということについては、開校時になってみないとよくわからないという部分はございますが、推移としては、すすき野小については、若干減る見込み、元石川小については若干増えると

というような見込みを現在しているところでございます。

小濱委員　よろしいですか。そうしますと、特にこれが過小規模になる恐れは、差し当たらないだろうと考えてよろしいですか。

小野施設部長　すすき野小の方は少し人数が減ってくるということがございますが、現在、すすき野小とか元石川小では、例えばコンピュータ室とか、多目的室とか、児童相談室がないというかなり厳しい状況ですので、今回の新設により教育環境は向上するという部分もあります。

野木委員　今までバス通学をしている子どもたちは、今、小学校の通学区域が2キロ程度というようになっていますが、それよりも、遠距離ということですか。

小野施設部長　はい。小学校はおおむね2キロというのが適正な通学距離になっておりますけれども、この2キロを超えている子どもが実は800人中500人位おりまして、その500人中の約300人がバス通学をしている状況でございます。

野木委員　それから、今度新しくできる小学校ですが、ここの設備ですが、冷暖房設備はあるのでしょうか。

小野施設部長　今のところ、暖房設備は用意をしておりますが、冷房設備については検討しておりません。

野木委員　この暑い時に、ほとんどの小学校が冷房がないのですね。昔の木の校舎でしたら、風も入ってくるのですが、この温暖化の状態、しかもコンクリートの校舎で、大変な暑さではないかと思えます。どのようにこれを解消していくかということはどうですか。

あと、どれぐらいの学校で冷房が入っているのか、教えていただけますか。

小野施設部長　現在、普通教室は、確かに入ってございません。騒音がかなりある教室とか、プレハブについては、全部入っております

特別支援学級については、必要なところがほとんど入っているという状況でございます。それから、特別教室については、音楽教室を今順次進めておりまして、そのほか図書室とか、コンピュータ室には入れている状況になっております。

今後の考え方でございますが、なにぶん、全校冷房ということになりますと、莫大な経費がかかります。

必要性というのは、十分その通りだと思いますので、今後どういう形で入れていくか、どういう段階で入れていくか、経費の投入方法や、例えば全館冷房にするのか、部分冷房にするのか、それから、8月や7月は授業日数が多くなっているとはいえ少ないわけですが、稼働時間をどのように設定をするか。それから、地球温暖化対策をどうしていくか、そういうことをきちんと検討することも必要です。

野木委員　この暑い時ですので、本当に大変だと思うので、何かいろいろ考えていただければと思います。

小濱委員　野木先生のおっしゃるのと同じですが、具体的な予算、捻出の可能性はいかがでしょうか。本当でしたら、全校にしないと不公平ですね。

- 今田委員長      その話は一方では議論をなされているところがあるので、教育長のほうから補足説明をしていただきましょう。
- 山田教育長      温暖化の影響かどうか、それは別にして、今年の夏は例年になく厳しい状況で、学校も今週の金曜日から始まりまして、厳しい状況です。  
先ほど申しましたように、非常に設備投資するにも、500校からかかえてますと、なかなか難しい、経済的に難しいという状況です。扇風機を各小中学校には置いていますが、高校では現実に行っている夏の補習や、今後小中学校の部分に授業日数の関係で少し時間数が延びていますから、夏に食い込むということも考えられます。考え方を整理しているところがございますので、もう少し考え方を整理するのに時間をいただければと思います。
- 野木委員      お金の面であれば、多分企業とか、いろいろなところに協力を呼びかけるなどできると思います。その辺までも考えていただければと思います。
- 山田教育長      地元の方とか、学校関係者の寄附等もちろん考えられるわけですが、現実には、地域によって少し事情が違いますので、その問題も含めて少し公平性とか、バランスとか、そういうものも考慮しながら、どうすればいいかという方法を考えていかなければいけないんだろうとっております。
- 小濱委員      事業仕分けではないのですが、全教育予算の中で、これはそんなに緊急ではないだろうという形で検討を行い、そこから捻出するというような、これはちょっと素人のアイデアかもしれませんが、そういうことはお考えにならないのですか。
- 山田教育長      いわゆるソフトの部分を除いて、設備というハード系の問題に関しては、校舎の長寿命化という問題も含めて、例えばランニングコストを下げるとか、どこかいらぬところを削るということではなくて、むしろ、今の学校環境は、削るより足していかなくてもいいという状況でございます。例えば全市的に学校の学習環境を整備するため少しお金を確保するのも将来的には検討していかないと、単年度で済む話ではないですから、少しお金の検討をしなくてはいけないと思っております。
- 今田委員長      先ほど新井小学校桜坂分校、中学校のほうの分校の関係で、分校をつくって、しかるべき人数の先生を配置して、その時点で、今入っている子供たちの生活指導と学校の授業との兼ね合いがいろいろあるでしょうし、それから、取り組む先生の技量といいますか、いろいろよく生活実態を踏まえて研究をして、せっかくできる分校だから、いい意味で効果があるように、かなり綿密に検討をしてください。実態からみて、「つくった方がいいが」という感じのものにならないように、ぜひ現場での意見をいろいろ聞きながら、先生の配置なり考えを整理していただきたいと思っております。
- 今田委員長      それでは、ほかにご質問なければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
- 各委員      <了 承>
- 今田委員長      では、原案のとおり承認いたします。  
次に教育委員会第20号議案、東山田中学校の学校用建物の取得申出について説明をお願いします。

小野施設部長 東山田中学校の学校用建物の取得申出でございます。1ページおめくりをいただきたいと思ひます。

東山田中学校の校舎に充てる建物の取得でございますが、これは、現在建築保全公社に建物を建設をしていただいております、それにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づきまして、市長に建物の取得の申出を行いたいのので提案するものでございます。

次のページでございますが、取得申出の内容でございます。所在地が都筑区東山田二丁目9番1号、東山田中学校地内でございます。種類は校舎でございます。昨年、屋内運動場について、既に取得をしてございますので、本年度については校舎を取得するものでございます。構造は鉄筋コンクリート造4階建ての一部。面積は3599㎡。金額にして7億6800万円余程度になります。

1ページおめくりをいただきたいと思ひます。

4ページでございます。東山田中学校の概要でございますが、開校が17年4月1日、本校竣工が平成16年11月、敷地面積は1万9667㎡、これは、本市が保有しているものでございます。施設面積は1万1752㎡。下の表にございまして、屋内運動場の1464㎡は既に横浜市が取得をしてございますので、残りの1万288㎡のうち、約3分の1を今年度取得するものでございます。

下の2の買収でございますが、財団法人横浜市建築保全公社から買い入れるのでございます。今年度の買入れ面積等は、記載のとおりでございます。

右のページをご覧くださいと思ひます。参考でございますが、今回取得する部分の建物を明示したものでございます。

以上でございます。よろしく願ひいたします。

今田委員長 所管課からの説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。

奥山委員 最終的には、結局これは何年ぐらいかかるのでしょうか。

小野施設部長 これまで取得を進めており、東山田中学校だけが現在残っておりまして、24年度までにすべて取得を完了する予定です。

今田委員長 では、特にご質問等がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認します。

本日の審議案件は以上です。これで本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前10時45分]